

# 文部科学省による防災教育の取組

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

## 東日本大震災と防災教育・防災管理

東日本大震災において、児童生徒及び教職員の死者・行方不明者が600人を超えるなど甚大な被害が発生しました。

文部科学省では、東日本大震災における学校等での経験を教訓とし、児童生徒の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育・防災管理等を見直すため、平成23年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置しました（平成23年9月：中間とりまとめ・平成24年7月最終報告）。

中間とりまとめ及び最終報告において、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めることの重要性等、今後の学校防災の方向性が示されました。

また、国においては学校保健安全法に基づき、平成24年4月に学校における安全に

関する取組を総合的かつ効果的に推進するための「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定し、今後の学校安全に関する方向性や具体策を示しています。

## 防災教育・防災管理の充実に向けて

防災教育を充実し、必要な知識や能力等を児童生徒等に身に付けさせるためには、その発達の段階に応じた系統的な指導が必要です。このため、今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資



### 【最終報告における主な提言内容】

- 主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成する観点から、児童生徒の発達の段階を踏まえた系統的・体系的な指導を行うことが必要。
- 特に津波被害については、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の特性に応じ、様々な場面や状況を想定した上で、津波避難マニュアルを作成し、訓練を実施していくことが必要。
- 引き渡しのルールや避難所の開設・運営については、あらかじめ、保護者や地域住民と連携を確立させることが必要。
- 防災マニュアルの作成に当たっては、関係機関等の協働により作成するとともに、訓練の実施結果などに基づき、常に見直しを行うことが必要。

料、「生きる力を育む防災教育の展開」を改訂し、幼稚園から高等学校に至る児童生徒等の発達の段階を踏まえた防災教育の目標を示すとともに、教科等にまたがる防災教育の内容を体系的に行うための指導上の留意点を提示しています。各学校における系統的・体系的な防災教育の実施を促すため、学校段階ごとの年間指導計画例や具体的な授業展開例も例示しています。

教職員に対しては、各地域・学校において児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校安全の中心的な役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指し必要な知識等を習得させ、各地域において研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるよう教職員研修の充実を図っています。

また、平成24年3月には、学校防災マニュアルの作成、改善を行う際の留意点や手順、各種資料等を示し、各学校の地域特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルを整備・充実するための手引きを作成し、全国の教育委員会、学校へ配布するとともに、マニュアルの作成や見直しを促進しています。



## 地方自治体における防災教育の推進

各自治体では、国の取組に基づき、防災マニュアルの作成、防災に関する家庭や地域社会との連携体制の整備などの安全管理の方策等とともに、副読本等の各種資料を作成し、児童生徒等が主体的に安全な行動をとることができるような防災教育が推進されています。

文部科学省として、各自治体の情報を自治体間や全国の学校で共有できるようポータルサイトを立ち上げる準備をしています。



教材

## 防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業

(都道府県教育委員会・指定都市教育委員会委託事業)

先述したとおり東日本大震災では、多くの児童生徒等に被害が生じました。今後予想されている「南海トラフ巨大地震」「首都

都直下地震」や各種災害に対し、学校等においても児童生徒等への防災に関する教育や学校の防災体制の強化・充実が喫緊の課題となっています。

また、児童生徒等が被害に遭う事件・事故が後を絶たないことを踏まえ、交通安全や防犯に対する教育の充実も求められています。

これらの課題解決にあたっては、児童生徒に対して、特に自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める教育とともに、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成・充実や地域住民・保護者・関係機関との連携体制の構築による学校の安全管理の充実・徹底を図ることが重要です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、防災教育を中心とした安全教育の指導方法や教育手法の開発・普及、通学時を含めた学校における児童生徒等の安全確保体制の構築・普及、専門家による指導・助言等を行うことにより、学校における安全教育・安全管理の充実を図ることを目的とした事

業を展開しています。

具体的には、緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法など、主体的に行動する態度を育成する教育手法の開発・普及を行っています。

さらに、災害ボランティア体験活動の推進・支援、学校防災アドバイザー（外部の専門家）の派遣・活用を通して、児童生徒等が安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるとともに、児童生徒等の安全確保に向けた体制の改善を図っています。

## おわりに

防災・安全に関わることは、自らの命を守ることに主体的であることが基本ですが、支援者としての視点からの互いに助け合う『共助』が大切であることは東日本大震災等、これまでの災害からも明白です。学校における防災を含む安全に関する取組には、保護者や地域社会、関係機関等の連携体制の構築・強化が重要です。事業等で得られた成果は、全国成果発表会等で共有しているところであり、こうした取組が全国の学校で行われるよう推進しています。



茨城県：地域と連携した避難訓練



長野県：地域と学ぶ『防災マップづくり』

【参考情報】

《児童生徒用教材》

「災害から命を守るために」 (防災教育教材)

○災害時に自ら安全な行動がとれるようにするため、各種自然災害の例や避難行動の留意点等を収録。



【小学生版CD】



【中学生版DVD】

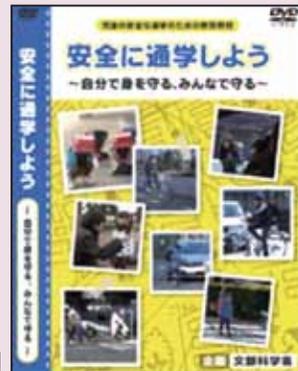


【高校生版DVD】

《児童用教材》

「安全に通学しよう」 (防災を含む安全教育教材)

○通学時の交通安全、生活安全、災害安全の各領域に渡り、児童が習得した知識に基づいて的確に判断し、安全な行動がとることができるようになることを目的とする教育教材。



【教職員用研修資料】

《教職員用研修資料》

「子ども（生徒）を事件・事故から守るためにできることは」

○生活安全・災害安全・交通安全の3領域における児童生徒の安全を確保するための教職員向け研修用映像資料。



【小学校教職員向けDVD】



【中・高等学教職員向けDVD】